

○上市町ゼロエネルギー住宅等推進事業補助金交付要綱

令和5年3月22日告示第15号

令和8年3月25日告示第14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、上市町補助金等交付規則（平成2年上市町規則第2号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、上市町ゼロエネルギー住宅等推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ZEH ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Net Zero Energy House）の略称であつて、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により一次エネルギー消費量の削減率を20パーセント以上とし、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支が概ねゼロとすることを目指した一戸建ての専用住宅をいう。
- (2) BELS 「建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）」及び「建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度ガイドライン」（令和5年9月26日付け国住参建第2086号、国住市建第80号）に基づき、第三者による評価として一般社団法人住宅性能評価・表示協会会員機関がその内容を審査し、再生可能エネルギーを加えた設計一次エネルギー消費量の基準エネルギー消費量からの削減率が100パーセント以上として評価された一戸建ての専用住宅をいう。
- (3) ゼロエネルギー住宅 ZEH又はみらいエコ住宅、BELSをいう。
- (4) 国ZEH等補助金 国又は国の規定に基づき定めた第三者機関が実施する別表に掲げる事業に基づく補助金をいう。
- (5) 太陽光発電装置 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、一戸建ての専用住宅内の電力の全部又は一部を賄う装置をいう。

(6) 蓄電池付太陽光発電装置 蓄電池を備えた太陽光発電装置であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

ア 蓄電容量が2 kWh以上のリチウムイオン蓄電池を太陽光発電装置と同時に設置していること。

イ 蓄電池と電力会社の電力系統が連系していること。

(補助金の交付)

第3条 町長は、町内におけるゼロエネルギー住宅を促進するために、国ZEH等補助金の交付を受けた者又は太陽光発電装置若しくは蓄電池付太陽光発電装置を設置した者に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとする。

(対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす世帯を代表する者とする。ただし、町長が前条に規定する目的のために必要と認める者については、この限りでない。

(1) 世帯の構成員の全てが町内に住所を有すること。

(2) 取得者が属する世帯全員に町税の滞納がないこと。

(3) 建物の登記事項証明書(全部事項証明書)の権利者に世帯主が含まれていること。

(4) 規則第4条の2に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

(対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、次の各号のいずれかに該当する経費とする。

(1) 町内におけるゼロエネルギー住宅の取得又は新築に要する経費(国ZEH等補助金の額の確定通知を受けたものに限る。)

(2) 町内にある既存住宅に係るゼロエネルギー住宅のための改修に要する経費(国ZEH等補助金の額の確定通知を受けたものに限る。)

(3) 次に掲げる要件の全てを満たす太陽光発電装置又は蓄電池付太陽光発電装置の設置に要する経費

ア 未使用のものであること。

イ リース契約により賃借しているものでないこと。

ウ 前号に規定するゼロエネルギー住宅の取得若しくは新築又はゼロエネルギー住宅のための既存住宅の改修の際に設置しているものでないこと。

エ 対象者が属する世帯の構成員が電力会社と太陽光発電からの電力受給に関する契約(第8条において「電力受給契約」という。)を締結しているものであること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額を上限として、町長が定める額とする。

(1) 前条第1号の経費 対象経費から国ZEH等補助金の額を控除した額と500,000円とのいずれか低い額

(2) 前条第2号の経費 対象経費から国ZEH等補助金の額を控除した額と250,000円と

のいずれか低い額

(3) 前条第3号の経費 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額と対象経費の額に10分の1を乗じて得た額（この額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とのいずれか低い額

ア 太陽光発電装置（蓄電池付太陽光発電装置を除く。）を設置する場合 100,000円

イ 蓄電池付太陽光発電装置を設置する場合 250,000円

（交付回数の制限）

第7条 補助金の交付回数は、当該世帯につき1回限りとする。

（交付申請及び実績報告）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、上市町ゼロエネルギー住宅等推進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 国ZEH等補助金の額の確定通知書の写し（ゼロエネルギー住宅の取得若しくは新築又は既存住宅の改修に限る。）

(2) 対象経費に係る売買契約書又は工事請負契約書の写し

(3) 対象経費を支払ったことを証する書類

(4) 世帯全員の住民票（続柄が分かるものに限る。）

(5) 対象者が属する世帯全員の上市町における納税証明書（非課税の者にあつては、非課税証明書）

(6) 建築確認済証、確認申請書、附近見取図、配置図、各階平面図及び立面図の写し（ゼロエネルギー住宅の取得又は新築に限る。）

(7) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し（ゼロエネルギー住宅の取得又は新築に限る。）

(8) 住宅の外観を撮影した写真で異なる方向から撮影したもの（2枚以上）

(9) 蓄電システム、家庭用燃料電池、V2H充電設備（充放電設備）又は太陽熱利用温水システムを設置した場合は、設置した機器全体の写真

(10) 太陽光発電装置を設置した場合は、次に掲げる書類

ア 太陽光発電装置の位置図

イ 太陽光発電装置の配置図

ウ 対象経費に係る住宅及び太陽光発電装置を撮影した写真

エ 電力受給契約を証する書類で町長が認めるものの写し

(11) 蓄電池付太陽光発電装置を設置した場合は、次に掲げる書類

ア 蓄電池付太陽光発電装置の位置図

イ 蓄電池付太陽光発電装置の配置図

ウ 対象経費に係る住宅及び蓄電池付太陽光発電装置を撮影した写真

エ 蓄電池について電力会社との系統連系を確認できる書類

(12) その他補助金の交付の審査に関し町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請及び報告の期限は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める日までとする。ただし、当該申請及び報告に添える書類の作成に時間を要し

たことその他の町長がやむを得ないと認める理由により、当該期限までに当該申請ができなかった場合は、この限りでない。

(1) 第6条第1号及び第2号 補助金の交付の対象となる建物の所有権保存登記が完了する日の属する年度の末日

(2) 第6条第3号 太陽光発電装置又は蓄電池付太陽光発電装置を設置した設置した日の属する年度の末日

(交付の適否の決定及び通知)

第9条 町長は、前条第1項の規定による申請及び報告があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うことにより、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の場合において、補助金を交付することが適当であると決定したときは、補助金の額を確定し、その結果を上市町ゼロエネルギー住宅等推進事業補助金の交付決定及び額の確定について（様式第2号）により当該申請及び報告をした者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 町長は、前条第2項に規定する場合は、次に掲げる事項を条件として付するものとする。

(1) 規則第16条の規定に該当する場合のほか、補助金の交付した日の翌日から2年を経過する日までに、補助金の交付に係る住宅を売り払い、又は当該対象者が町外に住所を変更した場合は、補助金の全部又は一部を返還すること。

(2) その他町長が必要と認める条件

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が前条第1号に規定する条件に該当する場合は、上市町ゼロエネルギー住宅等推進事業補助金返還請求書（様式第3号）により、補助金の交付を受けた者に対し補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還請求を受けた者は、当該返還請求の日から起算して1年を経過する日までに、当該返還請求を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

3 町長が第1項の規定により返還を請求する補助金の額は、既に交付した補助金の額から、当該補助金の額に当該補助金の交付した日の翌日から当該補助金の交付に係る住宅を売り払い、又は当該対象者が町外に住所を変更した日の前日までの日数を乗じて得た額を、当

該補助金の交付した日の翌日から2年を経過する日までの日数で除して得た額を減じた額
(この額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。

(細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業名	担当省庁等
みらいエコ住宅	国土交通省及び環境省
BELS	一般社団法人住宅性能評価・表示協会